

市民の皆様にお知らせ

袋井市 市民生活部 しあわせ推進課

敬老祝い事業の見直しについて

毎年9月に行っております「敬老祝い事業」につきましては、昨年度まで、市が袋井市自治会連合会に委託し、自治会の皆さまのご協力のもと実施しておりましたが、対象年齢者の増加にともない、年々、財政負担が増す中で、事業の見直しについて検討を重ねてまいりました。

これまで、77歳以上の対象者1人あたり1,800円を自治会連合会に委託し、祝い品の配布や敬老会行事を行ってきた事業は、次の背景から、これまでどおりの事業継続が市として困難であると判断し、令和6年度をもって廃止させていただきます。

- (1) 高齢化の進展により、対象年齢者（77歳以上）が今後も引き続き増加していく。
- (2) 対象年齢者の増加による市の財政負担が増加していく。
- (3) 高齢者の生活スタイルが多様化し、居住先が把握できない高齢者が増加していく。

今後は、次の通り、対象者及び内容を見直し実施してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

実施方法の変更点

【変更前】これまで

・ 祝い事業の実施

77歳以上の方を対象に、市からの委託料を活用し、自治会等により敬老会の開催または祝い品を配布

・ 祝い金の配布

77歳、88歳の方を対象に、自治会等による市からの祝い金の配布



【変更後】令和7年度から

・ 令和6年度をもって市からの自治会連合会への委託は終了

77歳、88歳の方を対象に市が直接敬老祝い品を送付する

※ 77歳は、昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの方

88歳は、昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれの方

担 当：袋井市 市民生活部 しあわせ推進課
社会福祉係

連絡先：電話番号 0538-44-3121